

令和4年2月7日

瀬戸内市議会議長

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和4年1月29日
研修会名	保育研究所 オンラインセミナー 2021年度 保育の今と明日への展望 -コロナ禍の実態から考える コロナ禍から考える 保育の仕事と保育者の専門性 報告1 どの子ども、命を守られ大切にされる保育を -今、必要な視点を考え、保育をつくり出すために 白石正久 氏 (龍谷大学 名誉教授) 報告2 公立保育所の役割と最低基準改善の可能性 中山 徹 氏 (奈良女子大学)
開催場所	オンライン
研修内容	報告1 どの子ども、命を守られ大切にされる保育を -今、必要な視点を考え、保育をつくり出すために 白石正久 氏 (龍谷大学 名誉教授) ○コロナ禍で露呈した子どもの発達基盤の脆弱さ ・少子化が続いている→非正規は結婚できない ・家庭生活の困難を抱えている ・子育て環境が十分でない ○日本政府は、なぜ「発達」を「成長」に置き換えるか ・子どもの権利条約にのっとなるとして、児童福祉法第1条に 「発達」が入れられた ・子どもの権利条約を軽視している日本政府 ○権利としての発達 ・発達保障は我が国における障害のある子どもの基本的人権 の保障をめざす運動と実践の中から生成した

・重い障害を持っている「この子らに世の光に」

→理念としての発達保障

・生まれながらにして持っている人格発達の権利を徹底的に保障せねばならぬということ

・生まれながらに持っている発達保障を政府が認めていない

○発達子どもらしい生活の中で育まれる

・人間の発達には、互いに認め合い、尊重しあい、力を合わせて、新しい価値を創造していくという人間の本質が潜む

○乳幼児の現実

・障害はなくても「発達のつまづき」というべき状況にある子どもが多い

・親の孤立化が子どもの共感、その喜び、発達の見通しを持ちにくくしている

・親も発達途上にあるがゆえの葛藤・不安・自己否定にさいなまれている

・国と自治体の責任による母子保健対策は後退している

・親子関係の初期において、生活の発達の意義やそこでの発達の共感の喜びを伝えていく乳幼児健診・親子教室は極めて大切

・子どもたちの療育や相談支援が、営利主義に依存したものになっている

○子どもの発達と保育者・保護者の発達の共感、その基盤

・子どもの「発達のつまづき」を理解し、受け止めること

・若い職員や保護者を理解し、受け止めること

報告 2 公立保育所の役割と最低基準改善の可能性

中山 徹 氏 (奈良女子大学)

○子ども数ほどの程度減少しているのか

・子どもの数は減り続けている

591 万人 (2000 年) → 468 万人 (2020 年) 0~4 歳

・年間で約 1% 減少

・保育所の利用率は年間 1% 以上増えたため、保育所の利用者は増え続けた

○保育所における 2025 年問題

・共働き家庭、シングルの増加により保育所等の利用率は増え続ける

・2019 年から出生数が大幅に減少、コロナの影響で少子化が加速

・コロナの影響を受けて、少子化が予測より 7~8 年程度早く

進んでいる状況

- ・子どもの数が急速に減少することが予測されている
- ・0~2歳児の待機児童問題は一部の地域を除き、2022年ごろにはほぼ解消すると思われる
- ・2025年までには保育所利用者が減少する

○行政は保育における2025年問題にどう対応するか

- ・国の動きをとらえることが大事
 - 厚労省の試算で保育所利用者のピークは2025年、保育の量の追及は終了する方向、骨太方針で重視しているのは自殺、児童虐待、貧困など
- ・子ども家庭庁の役割が重視される方向
- ・自治体の動きを注視する
 - コスト削減を目的とした民営化が始まる、公立保育所の定員を減らすため統廃合、子ども園化が進む、保育の中心は私立認定こども園になるなど

○公立保育所の重要性

- ・公立施設が地域における保育の質、量に責任を持つ
- ・地域全体の子育て力向上を進める
- ・行政計画の策定、改善にかかわる
- ・地域のセーフティネットの中心を担う
 - ・公立施設が保育士の専門性向上、労働環境の改善を主導的に進める
- ・人口減少地域での子育て環境維持や少子化対策を進める要

○児童福祉法改正の焦点

- ・児童福祉法第24条第1項「市町村は、保育を必要とする場合、保育所において保育をしなければならない」
- ・第2項は「保育を確保するための措置を講じなければならない」
- ・第3項は「市町村は利用について調整」
- ・第1項の意義
 - 市町村が保育の実施に責任を持つことを明記している、利用者と市町村が契約を結ぶ、市町村は子どもに対して責任を持つ
 - ・直接契約に変わると市町村の責任は条件整備になる

○子ども家庭庁の動き

- ・2021年12月21日、閣議決定
- ・2022年1月の通常国会に関連法案提出
- ・2023年度の早い時期に創設

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 24 条第 3 項の運用見直し ・児童福祉法第 24 条第 2 項施設等、直接契約へ移行 ・公立保育所は民間中心へ ・児童福祉法第 24 条第 1 項の廃止、第 2 項への集約 <p>○保育における 2025 年問題にどう対応すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナが収束するまで、民営化、統廃合は凍結し、コロナ対策に集中すべき ・コロナ以前に作られた子ども・子育て支援事業計画は凍結すべき ・コロナが収束し、コロナの影響が明確になってから、保育の在り方について市民的に議論しなおすべき ・保育環境を改善、地域に保育所を残す、労働条件の改善など実施すべき ・私立保育所は子ども確保の競争に走るのではなく、最低基準の改善を求めるべき
<p style="text-align: center;">所感</p>	<p>子どもを取り巻く環境は、コロナの影響を多く受けている。社会の問題である少子化も進んでおり、保育所・子ども園などの在り方が問われている。保育における最低基準の見直しや保育にかかわる人件費の改善も必要である。また、少子化は加速しているので、それに伴う 2025 年問題をしっかり把握しながら、自治体でも対応をしていかなければならない。わが市でも、報告にあったように少子化に伴い公立保育所・子ども園の統廃合が進まないように公立施設の必要性を議会や委員会で取り上げていかなければいけない。子どもの命が守られ、大切にされる保育が充実されるために様々な働きかけが必要である。</p>

